

大阪府立障がい者交流促進センター使用料徴収等事務取扱要領

この要領は、大阪府立障がい者交流促進センターの管理運営業務並びに使用料徴収事務及び既納使用料の還付に関する委託契約（以下「契約」という。）に規定する大阪府社会福祉施設設置条例（昭和34年大阪府条例第20号。）及び大阪府立障害者交流促進センター管理規則（昭和61年大阪府規則第22号。以下「規則」という。）に基づく使用料の徴収事務及び既納使用料還付に係る支出事務の取扱について定めるものとする。

（利用申込書の受付等）

第1 指定管理者は、規則第4条第1項に基づき利用の申込みを受けたときは、速やかにその利用の承認（不承認）にかかる手続きを行い、当該利用申込者に対し利用承認（不承認）書（様式第1号）を送付しなければならない。

（利用券の様式）

第2 規則第4条第2項に規定する知事が別に定める利用券は、次に掲げる様式とする。

- (1) プール 大人用（様式第2号の1）
- (2) プール 小人用（様式第2号の2）
- (3) 体育館 大人用（様式第2号の3）
- (4) 体育館 小人用（様式第2号の4）
- (5) 運動場 大人用（様式第2号の5）
- (6) 運動場 小人用（様式第2号の6）
- (7) アーチェリー場 大人用（様式第2号の7）
- (8) サウンドテーブルテニス室 大人用（様式第2号の8）
- (9) サウンドテーブルテニス室 小人用（様式第2号の9）
- (10) トレーニング室 大人用（様式第2号の10）
- (11) トレーニング室及びプール 大人用（様式第2号の11）
- (12) トレーニング室及び体育館 大人用（様式第2号の12）
- (13) 大阪府立障がい者交流促進センター駐車場駐車券（様式第2号の13）

（使用料の徴収）

第3 指定管理者は、規則第5条の規定に基づく使用料の徴収に当たっては、次により取り扱うものとする。

(1) 施設使用料の調定

使用料を納入させようとするときは、年度、使用年月日、利用施設、金額、納入義務者等に誤りがないか調査し、納入義務者ごとにその金額、氏名等を記載した調定内訳書（様式第3号の2）を添えた調定伺書（様式第3号）を作成し調定しなければならない。

なお、利用券による使用料の徴収にあつては、その利用者数、金額等を記載した調定内訳書（様式第3号の3）に利用券発行機から出力された集計表を添えて調定伺書を作成することができる。

(2) 駐車場使用料の調定

駐車場精算機による使用料の徴収にあつては、駐車場精算機から出力された集計表を添え、その利用者数、金額等を記載した調定伺書（様式第3号の4）を作成し調定しなければならない。

(3) 徴収

前号の規定により使用料を調定したときは、速やかに使用料を徴収しなければならない。

（領収書の交付）

第4 指定管理者は、利用申込者から規則第5条の規定に基づき使用料の納入があつたときは、次により取り扱うものとする。

(1) 領収書の交付

ア 使用料の納入があつたときは、領収書（様式第4号）を発行し、利用申込者に交付しなければならない。ただし、利用券については、発行をもって領収書の交付に代えるものとする。

イ 領収書の記載金額は、訂正又は改ざんしてはならない。

(2) 領収書用紙の保管等

- ア 領収書用紙は、領収書用紙出納簿（様式第5号）により、使用状況等を常に明らかにしておかなければならない。
- イ 領収書用紙を書損等により廃棄する場合は、当該領収書に斜線を引き、「書損」と朱書きして切り離すことなく保管しておかなければならない。

(現金出納簿への記簿)

第5 指定管理者は、使用料を徴収したときは、現金出納簿（様式第6号）に記簿しなければならない。

(収納金の保管方法)

第6 指定管理者は、使用料を徴収したときは、徴収した日、又はその翌日に確実な金融機関に預金して保管しなければならない。

ただし、徴収した金額が10万円に達するまでは、その月の末日まで大阪府立障がい者交流促進センターにおいて保管することができる。この場合にあつては、堅固な金庫に保管しなければならない。

2 指定管理者は、使用料を徴収した日、又はその翌日が金融機関の休業日に当たる場合にあつては、その翌日に金融機関に預金して保管しなければならない。この場合にあつては、金融機関に預金するまでの間、収納金を堅固な金庫に保管しなければならない。

(収納金の払込等)

第7 指定管理者は、徴収した使用料は、1月分を翌月の10日までに、払込書（様式第7号）により、大阪府指定金融機関に払い込むとともに、徴収計算書（様式第8号）により契約第1条に定める委託者（以下「委託者」という。）に報告しなければならない。

(利子の帰属)

第8 指定管理者は、第6の規定により徴収した使用料を金融機関に預金する方法で保管した場合において、当該預金から利子が生じたときは、その都度利子計算書により委託者に報告するとともに、大阪府指定金融機関に払い込まなければならない。

(利用者の登録)

第9 指定管理者は、受付窓口における利用手続きの混雑を避けるため、規則7条一号から四号に該当する利用者から利用者登録の申し出があつたときは、利用証申込書（様式第9号）を徴し、利用証（様式第10号）を発行することができる。

2 前項において、規則7条六号から十号に該当する団体で、継続して施設利用が見込まれる団体においては、当該団体を利用団体登録することができる。

第9の2 規則第7条四号に該当する者は、次に掲げる者をいう。

- ・障がい年金の受給決定通知書（年金証書）を所持している者
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく受給者証又は難病患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づく医療受給者証を所持している者
- ・障がい名又は疾患名を記載した医師の診断書又は意見書等の発行を受けている者
- ・上記に掲げる者のほか、知事が特に認めるもの

2 前項が規定する「知事が特に認めるもの」から利用者登録の申し出があつた場合は、利用者証の発行について大阪府と協議することとする。

第9の3 規則第7条八号に該当する者は、次に掲げる者をいう。

- ・団体の会則、会員（構成員）名簿を提示し、会員の半数以上が障がい者であることが確認できる団体。なお、会員（構成員）に変動のある団体については、年度毎に会員（構成員）名簿を提示すること。
- ・上記に掲げる者のほか、知事が特に認めるもの

2 前項が規定する「知事が特に認めるもの」から利用者登録の申し出があつた場合は、利用団体登録について

大阪府と協議することとする。

第9の4 利用申込書（様式第9号）の記載内容に変更が生じたときは、再度利用申込書（様式第9号）を徴し、利用証（様式第10号）を再発行することができる。

（使用料の減免手続き）

第10 指定管理者は、利用申込者から規則第7条の定めるところにより、使用料の減免の申し出を受けたときは、次の手続きを行うものとする。

（1） 利用証所持者の場合

ア 利用証の確認を行うとともに、一般利用者使用料免除明細書（様式第11号）に記載する。

イ 大阪府は一般利用者使用料免除明細書を月1回程度確認する。

（2） 規則第7条の各号（四号及び八号を除く）に該当する場合

ア 使用料減額（免除）申請書（様式第12号）を徴し、使用料減額（免除）申請受付簿へ記載する。

イ 大阪府は指定管理者が徴した使用料減額（免除）申請書を月1回程度確認する。

ウ 指定管理者は申請書を徴したとき、申請者に対し、当該申請が不承認の場合のみ、大阪府から指定管理者を通じ、通知がある旨を伝える。

（3） 規則第7条四号及び八号の明示事項に該当する場合

ア 使用料減額（免除）申請書（様式第12号）を徴し、使用料減額（免除）申請受付簿へ記載する。

イ 大阪府は指定管理者が徴した使用料減額（免除）申請書を月1回程度確認する。

ウ 指定管理者は申請書を徴したとき、申請者に対し、当該申請が不承認の場合のみ、大阪府から指定管理者を通じ、通知がある旨を伝える。

（4） 規則第7条四号及び八号の規定する「知事が特に認めるもの」に該当する場合

ア 使用料減額（免除）申請書（様式第12号）を徴し、使用料減額（免除）申請受付簿へ記載のうえ、大阪府に使用料減額（免除）の可否を協議する。

イ 指定管理者からの協議に対し、大阪府は速やかに使用料減免（免除）の判断を行う。

ウ 大阪府は指定管理者が徴した使用料減額（免除）申請書を月1回程度確認する。

エ 指定管理者は申請書を徴したとき、申請者に対し、当該申請が不承認の場合のみ、大阪府から指定管理者を通じ、通知がある旨を伝える。

（使用料の還付の方法）

第11 指定管理者は、利用申込者から規則第6条の規定に基づき、既納の使用料の還付の申し出を受けたときは、使用料還付請求書（様式第14号）を徴し、委託者に当該請求書の写しに当該請求にかかる使用料の納入済証明を添付の上送付するとともに、次の手続きを行うものとする。

（1） 使用料還付請求書受付簿への記載

使用料還付請求受付簿（様式第15号）に記載する。

（2） 利用申込者に告知

使用料還付請求書を受理したときは、遅滞なく利用者に対し、後日、指定管理者を通じて大阪府から当該請求にかかる承認又は不承認の通知がある旨を連絡する。

（3） 歳入戻出手続き及び還付

委託者から当該還付請求にかかる承認の通知があったときは、指定管理者は速やかに歳入戻出手続きを収入払戻伺書（様式第16号）により行い、当該利用申込者に還付する。

（4） 委託者への報告

前号の還付手続きを終了後、送付計算書（様式第17号）により委託者に報告する。

（帳簿類の保存）

第12 指定管理者は、帳簿類を5年間保存しなければならない。

（徴収金の亡失責任）

第13 指定管理者は、使用料にかかる徴収金を亡失（盗難その他の事故による場合を含む。）したときは、直ちに委託者に報告するとともに、その亡失が指定管理者の責に帰すべき事由によるときは、指定管理者はその損

失額を弁償しなければならない。

(証明書の掲示)

第14 指定管理者は、徴収(収納)事務を行う場所で利用申込者の見やすいところに、大阪府財務規則第35条の規定に基づき交付を受けた証明書(当該証明書を複写したものでそれに代えることができる。)を掲示するものとする。

(委託者による実地調査の応諾)

第15 指定管理者は、委託者が行う実地調査に際しては、帳簿類の提出の求めに応じ、及び質問に対し正確に答弁しなければならない。

(委託事務担当者等の届出)

第16 指定管理者は、その雇用する職員の中から契約に基づく徴収事務を取扱う職員(受託者との雇用契約上、臨時的採用者に該当しないものに限る。)及びその責任者を定め、委託者に届出なければならない。

(協議)

第17 この要領に定めのない取扱については、その都度委託者と協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

この事務取扱要領施行の際、現に有効に利用団体登録されている団体については、第9・2項の規定により利用団体登録されたものとする。

利用承認書

平成 年 月 日

登録番号第 号

住所	〒
氏名(法人等の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
電話番号	-()-

次のとおり利用を承認します。

指定管理者：ファインプラザ大阪運営事業共同体
 大阪府立障がい者交流促進センター
 所長 ○ ○ ○ ○

利用施設	プール ・ 体育館 ・ 運動場 ・ アーチェリー場 サウンドテーブルテニス室(専用仕様) 和室(第1・第2・第3) 会議室(第1・第2・第3) 研修室(第1・第2・第3・第4・大研修室) 生活訓練室 大研修室・諸室の附帯設備() その他研修室の附帯設備()		
利用日時	平成 年 月 日()	午前	時 分 から
		午後	
	平成 年 月 日()	午前	時 分 まで
		午後	
利用目的			
利用者	(内訳)	大人	小人
	合計 人		
	身体障がい者	人	人
	精神障がい者	人	人
	知的障がい者	人	人
	その他の障がい者	人	人
	介護者	人	人
	一般	人	人
確認事項	<input type="checkbox"/> 暴力団の利益になるような利用ではありません。 <input type="checkbox"/> 施設の利用目的に従って利用します。		
備考	使用料	承 日 付 認 印	
	減免額		
	収納額		

※承認番号及び承認日付印のないものは無効です。
 ※この承認書は、使用当日持参の上、総合受付にお示し下さい。
 ※申請書に記入いただいた個人情報については、個人情報保護関連法令等を遵守し(専用利用の申込、減免申請、利用者統計)以外の目的には使用いたしません。

(様式第2号の1)

日 付 No.

プール (大人)

600 円

時 間 ￥600

大阪府立障がい者交流促進センター

(様式第2号の2)

日 付 No.

プール (小人)

300 円

時 間 ￥300

大阪府立障がい者交流促進センター

(様式第2号の3)

日 付 No.

体育館 (大人)

500 円

時 間 ￥500

大阪府立障がい者交流促進センター

(様式第2号の4)

日 付 No.

体育館 (小人)

250 円

時 間 ￥250

大阪府立障がい者交流促進センター

(様式第2号の5)

日 付 No.

運動場 (大人)

220 円

時 間 ￥220

大阪府立障がい者交流促進センター

日 付 No.

運動場 (小人)

110円

時 間 ￥110

大阪府立障がい者交流促進センター

(様式第2号の6)

日 付 No.

アーチェリー場 (大人)

290円

時 間 ￥290

大阪府立障がい者交流促進センター

(様式第2号の7)

日 付 No.

STT室 (大人)

400円

時 間 ￥400

大阪府立障がい者交流促進センター

(様式第2号の8)

日 付 No.

STT室 (小人)

200円

時 間 ￥200

大阪府立障がい者交流促進センター

(様式第2号の9)

日 付 No.

トレーニング室 (大人)

500円

時 間 ￥500

大阪府立障がい者交流促進センター

(様式第2号の10)

(様式第2号の11)

日付	No.
トレーニング室+プール	
(大人) 850円	
時間	¥850
大阪府立障がい者交流促進センター	

(様式第2号の12)

日付	No.
トレーニング室+体育館	
(大人) 750円	
時間	¥750
大阪府立障がい者交流促進センター	

(様式第2号の13)

大阪府立障がい者交流促進センター駐車場				
▲▲	□□□□	A	Y-M-D	H : M
△△	A	〇〇〇円	Y-M-D	H : M
<p>1. この券は料金精算の時必要です。紛失や破損、折り曲げたり濡したりしないようにしてください。</p> <p>2. この精算機は1万円札、5千円札、2千円札紙幣は使用できません。</p> <p>3. 領収証の必要なときは、領収証ボタンを押してください。</p> <p>4. 障がい者又はその介助者の方は窓口で駐車券と当館利用証をご提示頂くと無料となります。</p>				

※記載内容 上段: ▲▲ □□□□ A Y-M-D H : M
 入庫機記号 整理番号 料金体系 入庫日 入庫時間
 (01or02) (西暦の下2桁) (24H 標記)

下段: △△ A 〇〇〇円 Y-M-D H : M
 精算機記号 料金体系 徴収額 出庫日 出庫時間
 (03or04) (西暦の下2桁) (24H 標記)

調 定 伺 書

平成 年度

平成 年 月 日

調 定 番 号 第 号

所 長		課 長		調 査		現 金 出 納 簿	
--------	--	--------	--	--------	--	-----------------------	--

金 額							
-----	--	--	--	--	--	--	--

ただし、大阪府立障がい者交流促進センター施設使用料

納入義務者

_____ 他 件

調定内訳書 (利用券交付分)

施設名	調定年月日 平成 年 月 日		調定額 円	備考
	利用者数	調定額 円		
プール	大人		円	
	小人		円	
体育館	大人		円	
	小人		円	
運動場	大人		円	
	小人		円	
アーチェリー場	大人		円	
サウンドテーブルテニス室	大人		円	
	小人		円	
トレーニング室	大人		円	
トレーニング室+プール	大人		円	
トレーニング室+体育館	大人		円	
合計			円	

調 定 伺 書

平成 年度

平成 年 月 日

調 定 番 号 第 号

所 長		課 長		調 査		現 金 出 納 簿	
--------	--	--------	--	--------	--	-----------------------	--

金 額							
-----	--	--	--	--	--	--	--

ただし、大阪府立障がい者交流促進センター駐車場使用料

納入義務者

駐車場利用者 _____ 件

No. _____

使用料領収書

様

平成 年 月 日

--	--	--	--	--	--	--

ただし、大阪府立障がい者交流促進センター使用料
上記のとおり領収いたしました。

大阪府歳入徴収等事務受託者

指定管理者 ファインプラザ大阪運営事業共同体

大阪府立障がい者交流促進センター 所長 ○○ ○○

堺市南区城山台5丁1番2号

電話 (072) 296-6311 番

*領収印なきものは無効です

領収印

(A)

大阪府歳入徴収等事務受託者

指定管理者 ファインプラザ大阪運営事業共同体

大阪府立障がい者交流促進センター 所長 ○○ ○○

堺市南区城山台5丁1番2号

電話 (072) 296-6311 番

(控) (B)

払込書 (原符)												
区 分	5	年 度										
歳 入	0	会 計										
(款)		(項)										
(目)		(節)										
金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
う ち 証 券 金 額												
ただし、												
上記の金額を払い込みます。 年 月 日												
取 扱 課 (所)				所 属 コ ー ド								
大 阪 府												
払込書番号												
払込人												
住所												
氏名												
細 節												
統計区分												
納付場所												
大阪府指定金融機関又は大阪府指定代理金融機関												
ただし、												
上記の金額を払い込みます。 年 月 日												
取 扱 課 (所)				所 属 コ ー ド								
大 阪 府												
(納付書・領収証書)												
上記の金額を 領収しました												
領収印												
ただし、												
上記の金額を払い込みます。 年 月 日												
取 扱 課 (所)				所 属 コ ー ド								
大 阪 府												
(領収控(A)(B))												

利用証申込書

平成 年 月 日

フリガナ								男・女
氏名								
生年月日		大正・昭和・平成 年 月 日						
住所		〒 _____ 市 _____ 電話 (_____) _____						
上記以外の 連絡先	フリガナ							
	氏名	_____ 電話 (_____) _____						
障がいの種別 と確認方法	身体障がい者手帳	視覚障がい (_____ 級) 聴覚障がい (_____ 級) 平衡機能障がい (_____ 級) 音声・言語機能障がい (_____ 級) 肢体不自由 (_____ 級) 内部疾患 (_____ 級)						
	精神障がい者保健福祉手帳			療育手帳	A・B1・B2			
	その他	特別支援学校在籍証明 (_____) 障がい者年金受給証 (_____) 施設在籍証明 (_____) 特定疾患等医療受給証 (_____) 障がい福祉サービス受給者証 (_____) その他 (_____)						
	重複障がいの場合	主障がい		副障がい		車椅子利用	有 ・ 無	
備考						利用者番号		

※ 太枠内の必要事項を記入の上、2階総合受付に提出してください。

※ 申込書に記入いただいた個人情報については、個人情報保護関連法令等を遵守し（利用者登録、利用者統計、緊急時対応）以外の目的には使用いたしません。

(表面)



ファインプラザ大阪
大阪府立障がい者交流促進センター

氏名 オオサカ タロウ



4 9 1 2 3 4 5 6

(裏面)

<注意事項>

- これはファインプラザ大阪の利用証です。施設を利用される場合は、受付で本証を提示してください。
- この利用証は本人のみ有効です。
- 利用証を紛失した場合や、住所・氏名・緊急連絡先等に変更が生じた場合はすみやかに届け出てください。
- ご利用にあたって体調に十分ご注意ください。

大阪府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)
〒590-0137 堺市南区城山台5丁1番2号
TEL072-296-6311 FAX072-296-6313

利用時間：9:30～20:00
休館日：月曜日（祝日を除く）、祝日の翌日（土日を除く）、年末年始

一般利用者使用料免除明細書

施設名	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ページ					
利用者番号	氏 名	免 除 の 理 由	適要用条件	使 用 料	減 免 額	
		管理規則第7条第 号該当	一般使用 本人	円	円	⇒ 登録者本人の時
	の介護者	管理規則第7条第 5 号該当	一般使用 介護者	円	円	⇒ 登録者の介護者の時

使用料減額（免除）申請書

平成 年 月 日

ファインプラザ大阪運営事業共同体
大阪府立障がい者交流促進センター 所長 様

住所	〒
氏名（法人等の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	－（ ）－

次のとおり使用料の減額（免除）を申請します。

利用施設	プール ・ 体育館 ・ 運動場 ・ アーチェリー場 サウンドテーブルテニス室（専用仕様） 和室（第1・第2・第3） 会議室（第1・第2・第3） 研修室（第1・第2・第3・第4・大研修室） 生活訓練室 大研修室・諸室の附帯設備（ ） その他研修室の附帯設備（ ）			
利用日時	平成 年 月 日（ ）	午前	時	分から
		午後		
	平成 年 月 日（ ）	午前	時	分まで
		午後		
利用目的				
利用者	（内訳） 大人 小人 合計 人 身体障がい者 _____人 _____人 精神障がい者 _____人 _____人 知的障がい者 _____人 _____人 その他の障がい者 _____人 _____人 介護者 _____人 _____人 一 般 _____人 _____人			
確認事項	<input type="checkbox"/> 暴力団の利益になるような利用ではありません。 <input type="checkbox"/> 施設の利用目的に従って利用します。			
備考	大阪府立障害者交流促進センター管理規則第7条第 号該当			

※申請書に記入いただいた個人情報については、個人情報保護関連法令等を遵守し（専用利用の申込、減免申請、利用者統計）以外の目的には使用いたしません。

使用料還付請求書

平成 年 月 日

ファインプラザ大阪運営事業共同体
大阪府立障がい者交流促進センター
所 長 ○ ○ ○ ○ 様

請求者 住 所
氏 名 印

大阪府社会福祉施設設置条例第5条の規定により、つぎのとおり使用料の還付を請求します。

領収書番号又は 利用券番号			
利用予定施設名			
利用予定日時	年 月 日 時から		
	年 月 日 時まで		
還付請求の理由			
既納使用料の区分			
既納使用料	納入年月日	年 月 日	
納入すべき額			
還付請求額			
摘 要			

注1：請求書には、必ず既納使用料の領収書又は利用券を添付して提出してください。

注2：請求者が法人の時は、住所については、その主たる事業所の所在地、氏名については、その名称及び代表者の氏名を記入してください。

平成 年度 収入 払戻 伺 書

金 額							
-----	--	--	--	--	--	--	--

ただし、

(内訳)

上記金額を受領しました。
平成 年 月 日

受取人 住 所 _____

氏 名 _____

法人等の代表にあつては、
名称及び代表者名

収 入 払 戻 伺 日

平成 年 月 日

送付計算書

第 号				
科 目	今回還付請求額	前回までの還付額	今回還付額	備 考
福 祉 使 用 料				

年 月 日	還 付 者 氏 名	還 付 額	備 考
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合 計		円	

上記のとおりであります
平成 年 月 日

大阪府知事

様

徴収（収納）事務委託者
ファインブラザ大阪運営事業共同体
大阪府立障がい者交流促進センター
所 長 ○ ○ ○ ○